

平成23年第4回大台町議会定例会会議録（第3号）

1. 招集の年月日

平成23年12月12日（月）

2. 招集の場所

大台町議会議場

3. 開 会

12月16日（金）

4. 応招議員

1番	堀江洋子君	2番	廣田幸照君
3番	山本勝征君	4番	小林保男君
5番	大西慶治君	6番	直江修市君
7番	元坂正人君	8番	欠員
9番	村田侑康君	10番	小野恵司君
11番	前田正勝君	12番	中西康雄君
13番	上岡國彦君	14番	伊藤勇三郎君

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員数

13名

7. 欠席議員

なし

8 . 地方自治法第 121条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町 長	尾上 武義 君	副 町 長	余谷 道義 君
教 育 長	村田 文廣 君	総 務 課 長	上瀬 勉史 君
会 計 管 理 者	高西 立八 君	企 画 課 長	東 久生 君
町民福祉課長	磯田 諄二 君	健康ほけん課長	大滝 安浩 君
税 務 課 長	立井 靖樹 君	教 育 課 長	野呂 茂生 君
生活環境課長	鈴木 好喜 君	産 業 課 長	野呂 泰道 君
建 設 課 長	高松 淳夫 君	報徳病院事務長	尾上 薫 君
総 合 支 所 長	谷口 俊彦 君	大杉谷出張所長	寺添 幸男 君

9 . 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西山 幸也 君 同 書 記 北村 安子 君

10 . 会議録署名議員の氏名

3 番 山本勝征君 4 番 小林保男君

11 . 議事日程

日程第 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 2 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 3 議案第 80号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について

日程第 4 議案第 81号 大台町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 5 議案第 82号 大台町福祉センター条例の全部改正について

日程第 6 議案第 83号 大台町宮川地域総合センター条例の全部改正について

日程第 7 議案第 84号 大台町健康ふれあい会館条例の全部改正について

日程第 8 議案第 85号 大台町放課後児童クラブ設置条例の全部改正について

- 日程第 9 議案第 86号 大台町共同作業場条例の全部改正について
- 日程第 10 議案第 87号 大台町宮川歯科診療所条例の全部改正について
- 日程第 11 議案第 88号 大台町大杉谷診療所条例の全部改正について
- 日程第 12 議案第 89号 大台町火葬場条例の全部改正について
- 日程第 13 議案第 90号 大台町奥伊勢フォレストピア条例の全部改正について
- 日程第 14 議案第 91号 大台町大杉谷林間キャンプ村条例の全部改正について
- 日程第 15 議案第 92号 大台町民芸館条例の全部改正について
- 日程第 16 議案第 93号 大台町ふるさとプラブ「もみじ館」条例の全部改正について
- 日程第 17 議案第 94号 大台町奥伊勢研修施設「夢交房」条例の全部改正について
- 日程第 18 議案第 95号 大台町コミュニティプラザ「木工房」条例の全部改正について
- 日程第 19 議案第 96号 大台町むらびと工房条例の全部改正について
- 日程第 20 議案第 97号 大台町立就業改善センター条例の全部改正について
- 日程第 21 議案第 98号 大台町生活改善センター条例の全部改正について
- 日程第 22 議案第 99号 大台町集落生活改善センター条例の全部改正について
- 日程第 23 議案第 100号 大台町活性化施設条例の全部改正について
- 日程第 24 議案第 101号 大台町栗谷ふれあいセンター条例の全部改正について
- 日程第 25 議案第 102号 大台町農林産物処理加工施設条例の全部改正

正について

- 日程第 2 6 議案第 1 0 3 号 大台町宮川特産品加工施設条例の全部改正
について
- 日程第 2 7 議案第 1 0 4 号 大台町農林水産物直売施設条例の全部改正
について
- 日程第 2 8 議案第 1 0 5 号 大台町茶研修施設条例の全部改正について
- 日程第 2 9 議案第 1 0 6 号 大台町乾燥調製施設条例の全部改正につい
て
- 日程第 3 0 議案第 1 0 7 号 大台町林業総合センター条例の全部改正に
ついて
- 日程第 3 1 議案第 1 0 8 号 大台町林業生産活動準備拠点施設条例の全
部改正について
- 日程第 3 2 議案第 1 0 9 号 大台町 B & G 海洋センター条例の全部改正
について
- 日程第 3 3 議案第 1 1 0 号 大台町立公民館条例の全部改正について
- 日程第 3 4 議案第 1 1 1 号 平成 2 3 年度大台町一般会計補正予算
(第 1 2 号)
- 日程第 3 5 議案第 1 1 2 号 平成 2 3 年度大台町国民健康保険事業特別
会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 3 6 議案第 1 1 3 号 平成 2 3 年度大台町簡易水道事業特別会計
補正予算(第 6 号)
- 日程第 3 7 議案第 1 1 4 号 平成 2 3 年度大台町介護保険事業特別会計
補正予算(第 2 号)
- 日程第 3 8 議案第 1 1 5 号 平成 2 3 年度大台町後期高齢者医療事業特
別会計補正予算(第 2 号)

(午前9時00分 再開)

再開の宣言

議長(大西慶治君) おはようございます。

定刻となりました。ただいまから平成23年第4回大台町議会定例会を再開します。

ただちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長(大西慶治君) 本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程表のとおりです。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(大西慶治君) 日程第1「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（大西慶治君） 日程第2「産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議案第80号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 日程第3 議案第80号「定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江修市君） 本案は、条例中にございます「定住自立圏形成協定」を締結すること並びに同協定の変更及び廃止することについて、協定の締結相手に

通告することを議会の議決で決めるという内容でございます。で、具体的には定住自立圏の中心市でございます松阪市とですね、協定を結ぶということです。

それで、その協定内容でありますけども、全員協議会でも説明のございましたように、幾つかございますが、産業振興という分野におきまして、企業誘致、雇用促進の連携促進というのがあります。また、環境分野におきましては、リサイクルとゴミ減量化の啓発、一般廃棄物処理の広域化、こういうものがございます。そして、交通インフラの整備の中には、圏域で連携した道路網の整備という具体案があがっております。こういう具体案につきまして、1件1件ですね、複数と言いましたか、1件以上ということで、これらの具体案について、松阪市と協定するということを決めて、議会に出されるということだというように思うんですけども、今申しましたような、連携項目の具体案、どれだけ行政効果ならびに住民の皆さんの利益になるのかというようなことを問いますとですね、具体的な設計図がなかなか描けないんですけども、そのことにつきまして、改めてご説明を願いたいと思います。

そのいただきました資料の次にですね、定住自立圏構想策定スケジュールというふうでございます。今、出されてきておりますのは、条例ということで、12月予定通り出されました。後、3月議会ぐらいにですね、今申しました項目におきます協定をですね、結ぶということでの議案を出されるというふうなスケジュールということなんですけども、このスケジュールには変更はございませんか、この点につきまして伺います。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） 2点、ご質問をいただきました。1点目は、その連携することによる効果、利益、メリット等ということであったかと思っております。この上げさせていただきました項目について、これから松阪市と担当課と話を進めていって、町民の皆様には連携することによって、どういうメリットがあるのか、そういったところを踏まえつつ、最終的に松阪市と大台町がこの中の幾つかで協定を結べるということになってきますので、今のところ一つひとつどうい

う、これがどういうメリットかというところまでは、まだ調整が済んでおりませんので、ご報告を申し上げられないということでご理解いただきたいというふうに思っております。

そして、スケジュールにつきましても、3月議会で協定の議決をお願いするということで、松阪市とこれから調整をしていくわけですが、中身の項目につきましても、先ほどのお話と同じようなことで、どの項目が協定できるのかということも、この3月までに決まてまいりますし、最終的に幾つなのか、全くないのか、そこら辺もこれからということでございますので、とりあえず今回は3月に向けての条例を制定してですね、準備をさせていただいておるということで、松阪市あるいは多気町、明和町、大台町については、同じようなスケジュールで手続きを踏んでいるというところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（大西慶治君） 直江議員。

6番（直江修市君） 行政におきましては、この事業においてソフトメニューとか、メイドメニューとかというふうなことで、仕分けをされております。この具体案、私は特に1点、2点、3点、4点を上げて聞いておるんですけども、この分野における具体案について、このハード的な事業となっていくのかですね、ソフトはソフト面、いわゆる事務処理ですね、これを連携していくということだけになっていくのか。その点を伺いたいと思います。

それと、町としてですね、特に申しましたような具体案において、積極的にその松阪市と連携していくことが、行政効果を上げられるという項目と言うのはですね、あるんですか。町の姿勢ですね、国からこういう構想が示された。県もなるべく中心市と連携していくようにというような流れの中で、町もそういう一連の動きに合わせていくという、言えばですね、世の習いにしたがってやっていくということだけなのかですね、積極的に今申しましたように効果を上げていくんだと、経費節減していくんだという構えからですね、臨んでおるのかですね、そういうところはやっぱり大事だというふうに思うんです。

で、申しましたように、企業誘致、雇用促進の連携促進、こういった具体的にどう事がですね、進められていくかということになってくると思うんですよ。今、町としては企業立地として藺井ですね、ここだけですわね。一応、周辺水道も布設された、造成もされたということで、受け入れる体制は整っています。それでも、まだ1件、幸いと言いますか、1件だけ成立したと、後、じゃあその候補地をこういう連携協定の中で、具体的に提供していけるかどうかというようなことが、私は具体的な設計になってくると思うんですね。そういったところが、これからの協議なんだということなんですけども、スケジュール的にはこの3月に出さんならんと。数カ月という間にですね、煮詰まったものになるんかというところの疑問が少しあります。

それから、リサイクルとごみ減量化の啓発、町としましては、このごみ処理問題で懸案の事項を抱えております。縷々申しませんが、やっぱり松阪市との共同処理というのが、一番求められておるところで、一番町も言われておりますように、連携していきたいと。しかし、これはですね、市側の消極的な姿勢に終始しとるということで、望み薄の話というようなことなんですから、これはこういう具体案で協定して、どうなっていくんかですね、という問題。

ごみ処理事業は、一部事務ということで、広域連合で処理しとる、以外に何をやっていくんかということが問われてくると思うんです。その下の廃棄物の処理の広域化ということからも現にされておる。ここで広域化ということで、松阪市と今後の対応策として、一番上がってくるところだと思えますけども、これはかなり望み薄ですわね。繰り返しになりますけれども、「今更、協定してどうなんだ」と、どういう道筋がですね、開けるんかということになってくると思えます。

で、道路網の整備なんかでも、多少ですね、アクセス的なところがあるんですか。農道なんかがあったんですかな。それも何かこう御破算になっておるということですね。そうすると、新たな道路網の整備というようなことは、具体的にどうなっていくのかも、これから考えるというもんじゃないと思えます。今までの流れの中で、この路線だけは松阪市と協定して完成していきたいとかですね、

というもんがあるかと思うんですね。ここへ来て構想が示されて、やっていくということに対してですね、いささか懸念と言いますかね、何か国が言ってくる、県が言ってくることにだけ、対応していくというような感が強く私、感じますので、その点いろいろご答弁願いたいと思います。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） 前回の全員協議会でお示しをさせていただきました幾つかの連携の項目、松阪市長のこの定住自立圏をする、まず初めとしてとりあえず出発しようやないかということで、作業は進んでまいりました。そういった中で、この定住自立圏、生活機能の強化の分野と、それから結びつきネットワーク強化の分野と、圏域マネジメントの強化の分野、この三つを必ず一つずつはやらなければ定住自立圏には入らないという規定がございまして、まず現実的な話としては、こういう幾つかの項目はあるんですけども、生活機能の強化の中では、一次救急的な部分で今やっておりますけれども、それは国の交付税をいただきながら、充実をしていこうやないかという部分と、それから結びつきネットワークについては、観光戦略の展開ということで、広域的に取り組んでいくほうが効率がいいのではないかとといった部分と。もう一つ圏域マネジメント強化については、職員の資質向上ということで、お互いに切磋琢磨しようやないかというようなことで、この三つをまず初端ということで、松阪市長、我々3町の長も、そういった同意で進んでおりまして、それ以外にこういった幾つかの事項でということでございまして、今からですね、それプラスこういった幾つかの部分については、やっていこうやないかということで、各市町の思惑というものはございまして、今後ということでございまして、それ以外に今、具体的になりつつあるのは、産業振興の中で、消費者行政の連携というものがございまして、消費者センターというものが法的にしなければならないということで、そういったところを市において、各市町の相談も含めてやろうやないかということで、かなり具体的になってきたということがございまして、この来年度の4月1日からスタートする時に、すべてが結論が出ているわけではなくてですね、まずその三つの分野でス

スタートして、こういったものを時間をかけて調整しながら、また追加していくということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） もともと例の原口プランということの中で、スタートしてきた制度でございまして、法的な根拠はないというようなことの中です、推移をしていることとございまして、したがって、私どももですね、ずっとこれが恒久的な制度になっていくのかどうかとなると、ちょっとクエスチョンマークというような状況でございます。

したがって、新たな事業についてですね、松阪市さんと協定を、無理に協定をしながらやっていって、それがそれなりに経費を伴いながら進んでいく中ですね、それがもう終わっていきますよというような可能性もあるわけですね。後そうしたら全部こちら被ぶらないかという危険性もはらんでおりますので、多少石橋をたたいているというような部分もございまして。

したがって、これまでやってきております、今言いました救急医療の部分とかですね、あるいは介護保険の認定制度ですね、これらについても、松阪地区医師会の協力を得ながら、松阪市へ委託してやっておるようなことですね。そういったような細かいことが、ほかもありますけども、そういったような部分で、今言いました生活機能の向上なり、結びつきの部分なり、あるいはマネジメントの部分なり、そういったようなところの中で、何か連携できるところあれば、協定という形でやっていこうじゃないか。その中で、これまでやってきているようなものを主眼にしながら、取り上げつつですね、例の特交が松阪市さん4000万円確保して、町には1000万円というような形で配分されるというふうなことになると思います。私もこの間、荻原地区のその報徳病院の懇談会ではですね、「町長は本当に箱物町長、補助金に直ぐにくらいつく」というようなことで、大分批判をいただいておりますけども、しかしもらえるものは多少でもですね、いただけるものはあるんやったら、いただいたほうがそれはその分、町民への利益として何かものも還元できるというようなことが、当然出てきますんで、そういうよ

うなところで、新たなものはなかなか難しいと思います。ただ必要なものになったらいきますけども、そうでない、無理に新たなものをつくって協定していくということは、ちょっと懸念かなというふうに思っておりますけども、そういうふうな財源確保も踏まえつつですね、この制度を利用していったほうがメリットあるのではないかなというように対応していきたいなと、こう思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

前田議員。

11番（前田正勝君） 町長も申されたんですが、これは途中で廃止してもいいということもあるそうですが、これは中心市、いわゆる松阪なんやけども、松阪とうちの大台町で、1対1で協定結んでいくんや。近隣の明和、多気、多気は伊勢へ行くと思うんですけど、そこの行政は課長にちょっと聞いたけども、同時にこの定例会で出すんか、松阪の中心市と、1町ずつ。

これ、ええことは言葉はええんやけど、これもまたわしよく言うように、こっちへしわ寄せがかかってくると、国のしわ寄せこんんで振ってくるような気がしてかなんかのやけど、財政的にも付いてくるんやったらええんやけど、そこら辺は先ほど町長言われたように、ちょっとぐらいはあるか知らんけど、これからずっと行くわけなんで、そこら辺はちょっと心配する、町長やないけど心配する部分もあるんです。私、この定例会の最後に、後期計画があるんですけど、総合計画の後期計画をこれしていくわけなんやけど、これこっちを先へやって、こっちという話でもええんやけど、私、逆転しとるんと違うかなと、こう思うんですが、そこらあたしどうなんですか。ちょっと質問したい。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） これは松阪市、中心市があって、明和町と松阪市、多気町と松阪市、大台町と松阪市という、それぞれが協定を締結していくということです。ですので、内容は多少違ってきます。はい。それで、それぞれに松阪市が4000万円の特交をいただいて、それぞれの町は1000万円ずつというふう

な形になってくるわけなんです、今後ですね、この財政的に被ってくるということはですね、まあ少ないんじゃないかと思うんです。と言いますのは、今も申し上げましたように、現在やっている事業で、一般財源でやっているのを特交へ振り替えていこうやないかというふうなことなんです。安全策を取っとるということでございますね。

で、新規の事業というものをやっていくとなると、新たな財政需要が出てくる。そこへ特交を入れて突っ込まんならん。それが例えば、これ法律に基づいておりませんので、もう3年先に止めますとなった時には、「後は自治体同士でやってくださいね」って、お金の都合ですね。「自治体同士でやってくださいね」と来たときには被ってきます。ですので、その時に新たな事業として、本当に必要なものは行かないかんけども、そうでない無理に国が言うとするやつやでやろうかというふうなことでやっておいたら、それこそ「何しとったんや」って、「お金ばっか要る話になってきとるやねえか」ということになりますんで、そこら辺、大分慎重にかかってかなあかん部分はございます。

ということで、既存のですね、事業というものを主眼にしながら、それへ向いて今まで一般財源突っ込んだるのを、特交入れてやっていこうやないか、それで余裕ができるというわけではございませんけども、その部分でまた別のところへ、町民の皆さんのところへ還元、いろんな事業で還元していこうやないかということにはなるとは思うんですけども、いただけるものはいただきつつですね、やっていったほうが、多少財政もよくなるんじゃないかと。大幅に良くなるわけではございませんけども、良くなるんじゃないかなと、こういうふうな趣旨で考えているところでございます。

そういうところで、松阪市さんと大台町で、それぞれ実を上げられるようなことになっていけば、それで結構かなと思っております。

議長（大西慶治君） 前田議員。

11番（前田正勝君） 町長にちょっと聞きたいんですが、これ私は感じるけど、これは道州制を見据えた上での、その手前の段階で国がやっているのと違う

んかなと、そんな感じすんのやけど、そこら辺は町長はどう思っておられるか。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） これはもう全く考えておりません。それとは全然別個のものであるという認識です、はい。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第80号は原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第4 議案第81号「大台町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江修市君） 国民健康保険税の値上げ案でございます。その理由とい

たしまして、平成24年度以降も8000万円程度の不足ということでありまして、財政調整基金もその底をついたということです。で、不足する8000万円に対しまして、被保険者一人1万円の増税ということで、3000万円の財源を確保してですね、5000万円は法定外繰入ということで、一般財源からの繰り入れで賄っていくという内容でございます。引上率は13.5%ということなんですけれども、私まず一番に問いたいのは、公共料金のこの改正でですね、13.5%というのは大変高い数字やというふうに思うんですね。1割、当然以上なわけなんですから、という点で大きい数字ではないかというふうに問いたいと思います。

それで、ずっと所得階級において、一人1万円の引き上げになるべく計算されておるんですけれども、この所得0円の方で17%の引き上げになるんですね、今回の改正で。33万円以下で16.4%というようなことで、低所得者ほど引上率が高くなっておるというふうに思うんです。その理由としまして、この応益とこの応能のことですね。応能は資産、所得です。応益は均等、世帯割ということでありまして、ここの応益の部分をですね、非常に引き上げております。担当課のほうでお聞きしましたら、改正前は応能が49.3%であったと。それが、47.47%に引き下げられて、改正前の応益50.7%が52.53%になるということなんですね。応益が非常に増やされております。

それで、従前ですね、保険税の軽減752のために、平準化、いわゆる応益と応能の割合をフィフティ・フィフティぐらいにしないと、受けられませんよと、軽減措置が講じられませんよというような国の流れがあつてですね、どこも旧の宮川でもそうでしたですけれども、低い応益をですね、上げてくるということが講じられてきました。応益というのは、これどんな保険制度でもそうですけれども、やはりその所得の低い人への負担ということが、一貫して言われてますわね。税でもそうですけれども、所得能力に応じて累進課税というふうな法の原則があるわけなんですね。所得に応じてということ。この応益というのは、昔の人頭税なんですね。貧乏人からも同じように金を取るといような考え方が、一貫してこ

う来てるんですね。

それで、いうことで来てましたけども、この10年度ですね、2010年度から平準化政策が廃止になったということなんです。ですので、他市ではですね、これ平準化しないと、軽減措置が受けられんということでやってきた。しかし、政権交代で平準化は廃止されたということなんで、当然、この応益の割合を下げていくということで、低所得者に対する配慮をですね、私はしていくべきだというふうに思うんですね。なぶるにしてもですね、なぶるにしても、逆のですね、事を今度の改正ではされておるんですね。ここは私、一番大きな問題だと思えます。で、言いましたように、13.5%の平均の引上率ですけども、低所得者ほど高い引上率になつるとということにつながって来るんですね。そのことについて、お聞きしたいと思えます。

それから、22年度の決算の審査をしまして、累積で4748万8000円の滞納ですね、保険税があります。前年度で1000万円の滞納だったということです。この滞納をされておる世帯、累積のほうで何世帯か。前年度1000万円の滞納で何世帯か。そのこともお聞きしたいというふうに思います。

私、低所得者に重い税改正だというふうに言っておるんですけども、ちょうど昨日の新聞に2000年から2010年までの11年間の世帯の収入についての総務省の家計調査というのが出されたそうです。この11年間で世帯の月収総額が、詳しく言いませんけども、4万円以上下落してきておるといふふうに言われておりまして、消費が落ちてですね、いわゆる消費を切り詰めて貯蓄を取り崩して暮らしを支えておる状況が、こういう統計からも見られるんですね。そういうことで、この滞納におきましても、生活困窮者がですね、こういう経済状況を反映して増えてきておることも大きな要因ではないかと思うんです。払える能力がありながら、払えない、払わない人もあるかもわかりませんが、多くは払いたくても払えないという生活困窮の実態からの結果ではないかというふうに思うんですね。

言葉にあるんです。その物の結果だけをね、何とかしようということやなしに、

その結果の原因に対して、ちゃんと対応すべきというような言葉もあるんですけども、町の保険税の滞納につきましても、やっぱり生活困窮という状態があるわけなんです。それに対する対応というのが大事なんで、これは国の経済対策にもよるんですけども、町としてはこれ以上負担を強くないというですね、ことが取れる一つの手だてだと、こういう社会状況の中でというふうに思うんです。そういう配慮がですね、ないということ、経済成長がどんどんね、上向いていく状況なら、また耐えてもらえるかわかりませんが、まだまだ厳しい下降線をたどるような暮らし向きになっていくわけなんで、その中で、一人ですね、1万円です、年間ですけどね、の増というのは、町民のこの困窮をますますですね、ひどくするというふうに思いますので、そういったことについての見解を求めたいと思います。

議長（大西慶治君） 健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝安浩君） 先ほどの直江議員の応益、応能のことです。ごさいますけど、応能割合、これは所得率と資産率というところでごさいますして、49.3%から47.47%へダウンしております。また応益ということで、均等割、平等割の部分なんですけど、この部分につきましては50.7から52.53へとアップしております。この一つの考えといたしましては、経済情勢の悪化等に伴いまして、所得のほうのやっぱり低下が見られるというふうなところもありまして、所得割、資産割のほうの応益を、応能の部分を下げてさせていただいたということでごさいます。

それと、応益にかかる平準化、要するに45%から55%の範囲内で率を出す。そうしますことによって、2割、5割、7割軽減が課せられるという制度がありました。それは、議員おっしゃるとおり2009年までの制度でごさいました。2010年度からは、それが廃止された。廃止された理由におきまして、やはり経済情勢による所得の低下というふうなところが見られて、廃止されたということでごさいます。その2割、5割、7割軽減につきましては、応益の部分であります均等割、平等割の部分が2割、5割、7割軽減されるということ、低

所得、一人1万円の値上げを考えたところ、やはり軽減のきくところをちょっと重きにおいて、応益のほうを若干引き上げたということでございます。

滞納の話につきましては、税務課長のほうでお願いいたします。

議長（大西慶治君） 税務課長。

税務課長（立井靖樹君） 滞納の件についてお答えをいたします。当町におきまして、集合税方式ということで、町県民税、固定資産税、国保税を一つにして、10期において納めてもらうという形になりますので、ちょっと世帯的なものは、数字的には難しいんですが、国民健康保険税につきましては、一番古いのが平成10年からでございます。それで、平成21年までの延べでいきますと527人。それで平成22年につきましては、187人。合計いたしまして714人の方が滞納という形になっております。

それと、生活困窮者の加入は確かに多うございまして、その辺につきましては、納税相談等におきまして、分納という方法がございまして、滞納額に対してその方が納められる範囲内での分納ということで、相談に応じながらやっております。現在も国保税についてはその分納の方は、かなり増えてきておるところでございます。以上です。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

直江議員。

6番（直江修市君） 保険税を考えた場合ですね、その関係者の方はですね、所得の低い世帯や人に対する負担の軽減ということを、まず考えるんですね。その際には、所得割中心をさまたげる罍を断ち切れということが、キーワードになってくるんですね。それは、何かというとやっぱり応能、応益の割合ということで、応能割合を上げるということを妨げておったのが、この平準化ということでですね、7号2の軽減策だったんですね。ですから、それを適用しようと思うと、平準化していかざるをえんというのが、いわゆる国保担当者の悩みだったということが言われております。それが、2010年に廃止になったわけですから、もとの願いでありますいわゆる所得割中心を妨げる罍がですね、断ち切られた

わけなんですから、町としても国保税を考える、一番の主眼である応能、応益の割合をですね、この改正の際にも、私はやっぱりしっかり考えるべきだったというふうに思うんです。

で、所得が落ちてきておるから、そちらのほうを減らしてですね、応益を高めたということ自体が、もうそもそも私はおかしいと思うんです。所得の低下というのは、これはもう今の経済不況で、サラリーマン給与が抑制、公務員の賃金が引き下げられておることから来る状況ですわね。そのことと、いわゆる所得のない世帯がですね、なぜ犠牲を被らんなんのかと、所得が低くなってきとるんで、均等割、世帯割を引き上げますというようなことはですね、困窮者にとってはまさに矛盾を全身に浴びやんならんようなことに、私はなると思うんです。なぜ国保税を考える時の基準である、応能、応益の割合、クサビがなくなったんですから、応益割合を下げていくという策を講じなかったんかですね、今の説明を聞いておりまして納得のいかないところですので、改めてお聞きします。

それからその世帯、いわゆる滞納世帯もですね、かなりな数字にあがっておるわけで、加入者、3000弱の割合から見ると高い、私は数字だと思います。それが、生活困窮の実態を現しておるといふふうに思うんです。そこへ加えてということになりますので、応能、応益の割合についての改正内容、非常に困窮者に対する負担増ということになりますんで、改めてその点だけお聞きします。

議長（大西慶治君） 健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝安浩君） 先ほどのその応益の部分ですね、均等割、平等割の部分をなぜ上げたかということでございますけど、先ほど申しましたように、所得が非常に低下してきておるといふふうな部分で、3000万円を基準ということで、一人1万円、これを上げるにはどうしたらいいかというふうなところも、非常に悩んだわけでございますけど、確かに直江議員おっしゃるとおり、応益部分じゃなしに所得のたくさんとってみえる方にかけるべきだということも考えました。しかし、その試算する中で、所得割のほうを上げますと、非常に格差が大きく、高い方で3万、4万、一人当たり3万、4万というふうな非常に格

差が大きくなっていくというふうなところがありまして、先ほども申し上げましたように、応益、均等、平等割のほうにつきましては、やはり所得の低い方につきましては、軽減がきくというふうなところも頭にありまして、こちらとしてはそういうふうな考え方でさせていただいたところでございます。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） 今回のですね、増税については本当に心苦しい思いもしながらもですね、上げさせていただかざるをえないというような状況になってきたわけなんですけど、先だっただの一般質問でもお答えしたんですけども、その応益、応益の部分を計算した結果ですね、3864円から2万4278円程度の範囲で上げさせていただかざるをえないというようなことでございまして、今、担当課長申し上げましたように、3万、4万の値上げとなってくると、これまでの収入の部分というようなものが、おちている中でですね、なおさら負担増という幅が大きくなるとなると、なおさら負担感が強くなっていくという、そういったようなこともございます。そういう中で、本当に私どもも悩んだようなことでもございますけども、まあまあこの町のほうとしても、このフィフティ・フィフティというようなことで物事を考えておったんですが、まあ4000万円ずつぐらいで勘定したらどうやというふうなことでいうておったんですが、それがいかにもまた高いというようなことで、それやったらほかの支出なんかも抑える中で、そうしたら5000万円ぐらいの負担でいけるようにしようかと。

で、この3000万円程度のご負担はお願いはしますけども、そういったようなものは、これ来年例えばですね、また今8000万円と言うとるのが1億になるやら、1億2000万円になるやらわかりませんが、それはそれで3000万円ということで、ご負担をお願いせんならん。「後は町が全部もっていかないかんわのう」というような形で、この「2年程度はそういう措置はせんならんやろのう」というようなことで、腹はくくっておるわけなんですけど、当然これ3000万円、8000万円程度で済まんと思うんですね。状況としてはもっともっと伸びてくると思います。そういう中で、本当にこれ厳しい中でもござい

すけども、町も厳しいんですけども、皆さんにも大変心苦しいところではございますけども、お一人1万円程度という中でですね、軽減のきく方にもご辛抱いただく中で、何とかその線をお願いできないかという、苦渋の選択の中でのお願いでもございますんで、一つその点をご理解いただく中でですね、また次、またいずれこういうような事態がですね、訪れるとも限りませんので、その時に十分ですね、こういった応能、応益の部分もしっかりと勘案しながらですね、皆さん納得はできないかもわかりませんが、「まあまあ仕方ないのう」というふうな範囲でご認識いただけるものなら、そういうような形で進めさせていただいてかならんというふうな思いでいるところでございます。

そういうところで、とにかく厳しい状況で、しばらく推移するという、これから推移するという状況になると思うんですが、我々も先だってですね、少し申し上げました国保制度の改善強化全国大会ということで、この12月1日に行われたんですが、その中でもですね、決議というようなことでされましてですね、国保が持ついろんなその構造的な部分が、国保にしわ寄せがかなり来ておるということで、国保の持つですね、制度そのものの改善はですね、強力に申し上げてきたところでございます。

一つには医療保険制度の一本化ですね、これは全国一緒のものにしようと、これはそういう一本化早期に実現すること。そしてまた社会保障と税の一体改革の推進にあたっては、これまでの国保財政の基盤強化策を恒久化するとともに、国庫負担の拡充強化を行うこと。あるいは、この国保制度及び高齢者医療制度の見直しにあたっては、地方自治体の意見を十分に尊重して、万全の措置を講じよと。

あるいは特定健診なり保健指導の円滑な実施のために、人材確保と財政措置を講じるというようなこととか、医師の確保策等を強力に推進して、地域医療体制の充実強化を図れというようなことですね、7項目にわたって決議して、代表団が国にそしてまた政府与党にですね、要請に行っていたところでもございます。そういうような状況でございまして、本当に取り巻く状況がどんどん厳しいなっておるといふようなことでもございますが、我々としましてもできるだけ

の努力を重ねながらですね、ご理解いただく中で進めていかならんというようなことでもございますので、何とかご理解いただきますようお願いしたいと思います。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） まず、原案に反対の発言を許します。

直江議員。

6番（直江修市君） 高すぎる国保税、非情な滞納制裁、増えつづける無保険者、貧困と格差が広がる中、市町村国保の危機的状況がますます深刻化しております。そういう状況が町にも、現にですね、現れてきておりまして、今回提案されました改正案、引き上げという内容であります。町長も言われましたように、国保税の危機的状況を生んだ、最大の原因がですね、国の負担割合をですね、医療費の分で45%を38.5%に引き下げてきた。これが共通したですね、皆さんの思いなんですね。それが現実に全国の自治体の国保の危機を招来しとるということは、これは間違いないことだと思うんです。統計的にもですね、出てきておりますいろんな本にもですね、そのことは一貫して書かれています。

そこにやっぱり手を打ってない、無策な国政というところに、最大の元凶があって、それに苦しめられとるのが、町や被保険者という状態ということなんですね。政治の告発をこの場でしても、虚しいかと自身思いますが、やっぱり社会的状況というのは、そういうことだというふうに思う。

その中で、一方の極に富の蓄積、他方に貧困というね、この日本の社会の状況の中で、弱者が一番生活に苦しんでおるということなんですね。こういうことは世界的に出てきておる現象です。町民もやっぱり今度の改正で、平均で1万円の負担増ということなんですから、ますます暮らし向きが苦しくなるというのは間

違いはないですね。良くはなりませんわね。それがやっぱり消費不況に結びついていく、今申しましたように、所得が伸びない、貯金を取り崩して暮らしを支えておるといのが、これは統計で出てきておるわけなんですから、物語っておるんですね、ということであります。で、具体的にやっぱり私は問題なのは、応能・応益の割合をですね、平準化というのは、7号2の軽減措置を受けたかったらやりなさいということなんです。ですからやむを得ずやってきたんですね。それ解除されたんですから、低所得者に不利にならないように、今度の改正で応益を下げるのがですね、町の責務やと思うんですね。これ無理無理、平準化を強いられてきたと、それは止むを得んというね、こともあったと思うんです。

7号2の軽減しようと思ったら、仕方ないんだと。平準化してかな仕方ないんだという理由はあったと思うんです。これ解除されたんですから、この際をとらまえて、低所得者に重たかった応益の割合を下げると、これ昔は低かったんですよ、応益割合は。どこのあれを見たって、そうやと思います。宮川らでも低かったんですから、平準化、平準化で上げていったんですよ。こんだけ負担がおおなってきたんです。世帯割、平等割ですね、そういうところで上げてきたんです。「取りやすいさけに」ということもあったんですな。

所得は不安定やけども、頭割りにすりゃ間違いないわけですから、一人幾ら、世帯幾らとすれば、資産や所得も変動するんですから、そういうもんもあったんですね。それはやっぱり国としても、問題やということで、国自体がこれ廃止したんですから、受けてやっぱり対応していくというのが、町の政治のあり方やと私は思います。そういう点で、この案に断固反対といたします。

議長（大西慶治君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

伊藤議員。

14番（伊藤勇三郎君） 14番伊藤です。現在、町のおかれている国保財政に非常に厳しいものがありますが、今の説明、町長等の説明で納得できる場所もありますので、議案第81号の賛成の討論を行いたいと思います。

まず第1点、国民健康保険事業特別会計は、法律で地方公共団体に義務づけら

れた特別会計の一つであります。特別会計は特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって、特定の歳出に当て、一般の歳入歳出と区分して経理することとなっていることから、毎年一般会計から長期にわたり多額の繰出金を支出することは、特別会計の設置目的から好ましくありません。

第2に、町は町民の健康を守るための各種の健康診断を実施するとともに、未受診者に対しても受診を促し、受診率の向上に努め国保会計を圧迫している医療費の削減に努めてきましたが、何分、少子高齢化が主たる原因で、慢性的に国保会計の財源不足に陥っています。

第3に、国民健康保険の被保険者は、町人口の約30%であり、他の70%は主として企業等で働いておられる健康保険の被保険者であります。一般会計から被保険者が約30%の国保会計への繰出金は、70%の健康保険の被保険者にはその恩恵が受けられないことになり、長期に多額の繰り出しを行うことは好ましくありません。

したがって、国保会計は一般会計からの繰入金の削減に努める必要があります。したがって、議案第81号はこの繰入金を削減することになることから、議案第81号に賛成いたします。

議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

まず反対の討論を許します。

堀江議員。

1番（堀江洋子君） 議案第81号に反対の立場から討論をいたします。11月17日に国保運営協議会が開かれました。私は会長という立場で、議事を運営させていただいておりましたけれども、この国保の値上げにつきましては、委員の皆様からも大変いろいろな意見が出されまして、やはり低所得者への負担ということで、2時間を議論をいたしましたけれども、その中でも8000万円のうちの5000万円を一般財源から出す、そしてその3000万円を町民に負担を求めるということで、この3000万円と5000万円のことについても、いろいろ議論がございましたし、先ほど直江議員から質問もされましたように、「低

所得者への負担について、どうなのか。」ということもありました。応益と応能の関係からも、いろいろ税務課長のほうからも説明もいただきましたけれども、結局、委員の皆様は賛成の立場を示されました。

でもそれも「国保の財政状況は理解できるが」という前置きもありまして、でもそれは住民の人には納得はしてもらえないだろうという思いの賛成だったと、了としたと思うんです。私の名前で、町長に答申をいたしましたけれども、その項目の中にも3点ほど書かせていただいたとも思います。でもやはり、状況は理解はしていただけても、町民の方に負担を求める、負担増となるということについては、私はやはり議員の立場からいたしましても認めるわけにはいきません。この国保税が改正されて、住民の皆さんの手元に届いて、大変驚かれることだと思います。負担増を求めるという改正内容でございますし、私は納得できませんので、反対といたします。

議長（大西慶治君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから、議案第81号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立）

議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議長（大西慶治君） 会議の途中ですが、しばらく休憩をいたします。再開は10時10分とします。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時10分 再開)

議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第82号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第5 議案第82号「大台町福祉センター条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第82号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第 6 議案第 8 3 号「大台町宮川地域総合センター
条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 8 3 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 8 3 号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 4 号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第 7 議案第 8 4 号「大台町健康ふれあい会館条例
の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第84号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第8 議案第85号「大台町放課後児童クラブ設置条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 8 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 8 5 号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第 8 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 6 号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第 9 議案第 8 6 号「大台町共同作業場条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 8 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 8 6 号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第 8 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 87 号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第 10 議案第 87 号「大台町宮川歯科診療所条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 87 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 87 号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

議案第 88 号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第 11 議案第 88 号「大台町大杉谷診療所条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第88号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第88号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第12 議案第89号「大台町火葬場条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第89号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第89号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第13 議案第90号「大台町奥伊勢フォレストピア条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第90号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第90号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第14 議案第91号「大台町大杉谷林間キャンプ村条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第91号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第91号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第 15 議案第 92号「大台町民芸館条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 92号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 92号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第 92号は原案のとおり可決されました。

議案第 93号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第 16 議案第 93号「大台町ふるさとプラザ「もみじ館」条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第93号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第93号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第17 議案第94号「大台町奥伊勢研修施設「夢交房」条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第94号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第94号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第18 議案第95号「大台町コミュニティプラザ
「木工房」条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第95号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第95号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 6 号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第 1 9 議案第 9 6 号「大台町むらびと工房条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 9 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 9 6 号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第 9 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 7 号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第 2 0 議案第 9 7 号「大台町立就業改善センター条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第97号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第21 議案第98号「大台町生活改善センター条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第98号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第98号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議案第99号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第22 議案第99号「大台町集落生活改善センター条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第99号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議案第100号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第23 議案第100号「大台町活性化施設条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第100号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第100号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議案第101号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第24 議案第101号「大台町栗谷ふれあいセンター条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第101号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第101号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議案第102号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第25 議案第102号「大台町農林産物処理加工施設条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第102号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第102号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議案第103号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第26 議案第103号「大台町宮川特産品加工施設条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第103号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第103号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

議案第104号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第27 議案第104号「大台町農林水産物直売施設条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第104号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第104号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

議案第105号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第28 議案第105号「大台町茶研修施設条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第105号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第105号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

議案第106号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第29 議案第106号「大台町乾燥調製施設条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第106号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第106号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

議案第107号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第30 議案第107号「大台町林業総合センター条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第107号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第107号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

議案第108号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第31 議案第108号「大台町林業生産活動準備
拠点施設条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第108号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第108号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

議案第109号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第32 議案第109号「大台町B & G海洋センター条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第109号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第109号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

議案第110号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第33 議案第110号「大台町立公民館条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第110号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第110号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

議案第111号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第34 議案第111号「平成23年度大台町一般会計補正予算（第12号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江議員。

1番（堀江洋子君） 17ページです。3款の民生費、児童福祉費について、

児童福祉総務費におきまして、修繕費50万円ということで、予算計上がなされております。

伺いますと、川添保育所の駐車場にですね、幅40cm、深さ1m50cmの穴があいているということで、鉄板で現在覆っているということをお伺いしておりますけれども、50万円の予算で十分いけるのかということについてもお伺いをいたしたいと思います。

それから、同じく民生費で、子ども手当費について伺いたいと思います。この子ども手当につきましては、平成23年10月から24年の3月分の子ども手当は支給要件の該当するすべての方は、子ども手当認定請求書を提出する必要があると思います。このことにおきまして、町も該当される方に郵送でご案内をされていると思いますけれども、提出状況についてお伺いをいたします。

また2点目に、保育料については市町村の判断で子ども手当の受給者と、それから保育料を支払うべき扶養義務者が同一である場合においては、市町村がその方に子ども手当の支払いをする際に保育料を徴収できるというふうになっているわけですが、この保育料をですね、現在、町が徴収されているのかについてお伺いをいたしたいと思います。

また、学校給食費等についても、これは受給者の申し出があった場合にということでありますけれども、子ども手当から徴収することができるというふうになっておきまして、同意された方ということになっておりますけれども、学校給食費も徴収されているのかについて、お伺いをいたしたいと思います。

それから、政府においてはこの13日に現在の子ども手当に代わる、12年度以降の2012年度以降の新たな子ども手当に絡んで、所得制限の対象となる世帯、これは年収960万円超えということも伺っておりますけれども、子ども一人当たり月に5000円を給付する案を決めたということでございます。これは所得税、そして住民税の年少扶養控除廃止に伴って、増税となる所得の高い世帯の負担軽減をするためということでもありますけれども、今後ですね、2012年度の予算案に盛り込む方針ということで、年明けから自民党、公明党との調整に

入っていくんだというふうなことを、新聞報道で書かれております。

そこでですね、そういったことが実現をされればですね、新たな子ども手当の支給月額というのは、制限所得以下の世帯に対する一人当たり1万円から1万5000円と、また制限対象世帯に対する一人5000円のこの二本立てとなっていくということなのかについても、お伺いをいたします。

それから、新手当の費用負担についても、お伺いをいたしたいと思います。この新手当の費用負担をめぐって、野田首相たち、そしてまた関係閣僚と全国知事会などの地方6団体の代表が、11月29日に首相官邸で会合を開き、意見交換をされております。その会合の中では、小宮山洋子厚生労働相が現行の2倍近くとなる9800億円の地方負担を求め、厚生省案を示したのに対しまして、地方側は全額国費負担を主張されております。結局、議論は平行線に終わっているわけでありまして、具体的な歩み寄りがないままの状況となっているんですけども、このことも地方に全額求めてくることに対してはいかがかと思っておりますので、その点についても見解を伺いたいと思います。

それから、こういったことでいろいろ制度というか、次々変わってまいりまして、ますます自治体においては事務の負担が増えてくるし、大変なことだと思っておりますので、その点についてもお伺いをいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） 質疑の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開は10時50分とします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時50分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第110号の質疑・討論・採決続き

議長（大西慶治君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（磯田諄二君） それでは、堀江議員の児童福祉費の17ページ、川添保育園の修繕費で50万円でもいいのかという質問でございます。

議員おっしゃられていますように、現場は40cmほどの舗装に穴があきまして、約1m50ほどの陥没ができております。それで、そういう状況になりましたので、私も駐車場を調査をしました。それ以外にですね、例えばひび割れであるとか、舗装が下がっているとか、そういったところが見受けられませんでした。その部分だけが若干穴があいたところは、約どうでしょう、約7、80cmぐらい下がって、穴があいたというような状況でありますので、まずそこを例えば2、3m角ぐらいに掘削をして、中の状況を確認した後に、処理をしようかなというふうなことを考えておりました。工事自体は舗装を取って、掘削をして、そして状況を見て、土を入れ換えて舗装をかけるということになりますので、単価的に非常に安くすむと。構造物なんかはしませんので、いけると思います。確かに試し掘りとかして、確認はしていないので、どういうふうになるとかいう状況までは、ちょっとわからないんですけども、例えばそれより広くあったとしても、単価的に安いということもありますので、この50万円という金額は掲載させておりますけども、これで修繕のほうはいけるというふうに思っております。

それから、2点目のですね、子ども手当の関係でございます。その申請書の提出状況ということですが、これは制度が変わりまして、10月から新しく特別措置法の制度に変わっております。約、対象者数が1000人を超えるぐらい、そして世帯数でいきますと、約600世帯少し超えるぐらいですけども、11月の初旬に申請書と案内状を送付させていただきまして、現在約80%の申請をいただいております。後、約20%ですけども、まだ申請いただいております。提出、申請期限が来年3月31日になっておりまして、案内状のほうもそのような3月31日までにとということで、案内をさせていただいたんですけども、まだまだこれひょっとしたら忘れている方もみえるかもわかりませんので、年明けましたら、さっそくまだ申請されていない方に、再びご案内の郵送をさせていただ

できます。それでもなおかつ、連絡というんか、申請がない場合は、また再度というふうな何回もやらしていただいて、最終的には、例えば電話等で直接連絡をさせていただいて、そして、申請漏れのないよう、支給漏れのないようにさせていただきたいというふうに考えております。

それから、三つ目ですけども、保育料についてですけども、保育料のほうからですね、滞納の部分になると思うんですけども、子ども手当から特別徴収ということで、あらかじめ引くことができるというような制度になります。もしそれも保護者の同意があれば、また滞納者がみえればですね、そういう制度は活用をしていきたいと思っております。今、現在ではそういうのはございません。

それから、次は学校給食のほうもです。これも新しく導入された制度でございますけど、これも本人の同意で学校給食が滞っている場合は、ここから差し引くことができるということになっておりますけども、これもそういったあれは保護者の同意、申し出と同意があれば、そのようにさせていただきますけども、これも今現在の時点ではありません。

それから、その次の来年、平成24年6月にですね、政府民主党は所得制限を設けるということで、議員おっしゃられますように、960万円を基準にして、そこから当初そこから960万円を超えるものについては、子ども手当ないということでしたんですけども、この12月13日ですか、政府民主党は議員おっしゃられるように、年少扶養控除が廃止されたことにより増税になるということから、そういったことによる配慮として、960万円を超える世帯についても5000円を支給するというふうな制度を、どうも構築しようとしているようでございますけども、確かに言われますように、960万円以下の方については1万円から1万5000円、これが一つ。それから、960万円を超える方についても5000円を支給することですから、ここで二つになって、おっしゃられるように二本立てということになりまして、非常にややこしいような複雑な手当になるというふうに思っております。

それから、町の負担ということになるかと思っておりますけども、現行、当初、政

府民民主党はマニフェストの中で、これは子ども手当については、全額国が負担をするというふうなことになっていましたけど、いざ蓋を開けますと、国が80%、県が10%、市町村が10%というような負担をしております。これは私としても何とも言うことができないんですけども、やっぱり10分の1の負担というのは、松阪市なんかはちょっとよくわかりませんが、当町では10分の1、これ児童手当の部分ですけどね、10分の1を負担させていただいております。

それから、最後ですけども、確かに制度が大変目まぐるしく変わっております。変わるたびにですね、何ちゅうんですか、事務量も当然増えてくるんですけども、とにかくシステムの改修というのが、後手、後手に回ってしまうというか、改修費そのものは国が全額負担で、負担をしていただくんですけども、結構その改修にも時間がかかります。ですので、そういった申請書とかを送付するのに、若干時間がかかると。今回も10月から変わったんですけども、11月初旬になってようやく送付されたということで、目まぐるしく変わる制度の中で、そういった事務的に結構ハードと言えればハードなんですけども、仕方のないことなんですけども、それに沿っていかなければならないかなということで、そういうことになればまた課職員全員で対応はしているんですけども、そういったところでございます。以上です。

議長（大西慶治君） 堀江議員。

1番（堀江洋子君） 川添保育所の穴が開いているところですけども、現在、目視で確認できる場所は、予算計上された50万円ということで、賄っていけるというようなことも思うんですけども、それがあの駐車場のいたるところで、穴が開いているかもわかりませんよね。そういうほかのところの確認とかはしなくていいんでしょうか。毎日というか、保育所に送ってくる保護者の方、子どもたちも車を降りて保育所まで行くわけですから、十分安全性に配慮していただくことが必要だと思うんですけども、その点についてもお伺いをいたしたいと思います。

そして、子育て手当のことで再度質問をしたいわけなんです、それぞれの市町村で子育て手当というのを、お知らせのその郵送の案内文書というのは、違ってくると思うんですが、その提出期限が町の場合は来年の3月31日ということをお答えられたと思いますが、11月の何日とかが提出期限とかという市町もありまして、それはそれぞれの市町で判断をされて、そういう提出期限を求めているのかなというふうに想像はできるんですが、その支払い時期がですね、10月分から1月分は平成24年2月に支払われて、来年の2月3月分は平成24年の6月に支払われるということだと思んですが、特措法に基づいて提出期限後であっても、平成24年3月31日までに提出したら、オッケーだよということになっているとは思いますが、平成23年の10月から受け取れるけども、それまでにきちんと3月31日までに提出していなければ支給が遅れますというふうなことも書いてあるところがあるんです。普通であれば24年2月、24年6月に支払われるものが、延びてしまうというようなこともありえるんですか。

議長（大西慶治君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（磯田諄二君） まず川添保育園の駐車場の整備の件ですけども、これそうですね、確かに保護者の送迎等がありましてですね、車が置いたりされますので、それ危険が絶対ないとは言えないんですけども、現況ですね、どんなふうになっているかということ、保育園のほうとも相談をしまして、毎日というかその都度その都度というんですか、駐車場のですね、異常はないかというようなことで、もし何かがあったら報告なり何なりをしてくれというようなことで言っておりますけども、あれは9月ぐらいでしたか、穴が開いたのが9月ごろでしたので、それ以降ずっと変化がないというようなこともありましたので、その部分だけまず試し堀りをして、中の原因を探って、そしてどんなものかというんがわかったら、例えばその部分で終わればいいんですけども、ちょっと広く修繕ということのかさせていただいて、それで事間に合うのかなというふうには思っておりますけども、確かに中の内容をはっきりと見てみないことにはわからないというところはあるんですけども、現状でそんなふうな異常がないというふうなこと

もありますので、多分これで行けるのではないかというふうには思っております。

で、後どうなるかという、確かに中を除いて、試し掘りとかしてやってきたわけではないので、何とも言えないところがあるんですけども、単価的にもそんなふうには高くないというふうなことから、このような金額は設定をさせていただきました。

それから、子ども手当のほうでしたね、子ども手当、とにかく3月31日までに申請をしていただいたら、今年の10月分までさかのぼって支給はさせていただきます。来年1月までに申請をしていただいたら、2月に10月分までの子ども手当は支給はさせていただきます。それから、2月以降、3月いっぱいまでに申請をされた方につきましては、随時で支払うような格好にさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

村田議員。

9番（村田信康君） 9番 村田です。ページ数20ページと21ページ、林業費ですね、これの6目と7目の委託料についてお尋ねをいたします。まず治山費のほうの委託料1000万円、治山立木処理委託料1000万円という計上した根拠ですね、例えば立木のボリュームだとか、そういう結果の結末ですね、計上されたその根拠について、お伺いします。

それと、21ページの同じく7目の13委託料2000万円について、この読んで字のごとく、「森林環境創造事業委託料」とありますけども、これの中身といたしますか、成果というのか、これについてご説明をいただきたいと思えます。

議長（大西慶治君） 建設課長。

建設課長（高松淳夫君） 20ページの林業費の治山費の立木処理委託料1000万円についてお答えをさせていただきます。これは滝広地内に林道大滝線というのがございまして、この林道沿いに台風12号の豪雨によりまして、山林が相当な規模で崩壊が発生をしております。この崩壊については表面が滑ったよう

な状態でございます、土砂についてはそう大した量ではないんですが、相当大量の立木が河川を閉塞しておるといふような状況でございます、数量については100から120立米ぐらいを予定しております、これらについては当然測量といたしても、相当な空積率もございますし、中には地中に埋まった部分もありまして、発注段階で数量をはっきりするのは、なかなか難しい部分もございます。

ですので、数量を決めて発注をしてから、当然これは処分場で処分するというふうなことになりまして、処分場のほうで数量も当然検収もしますので、その段階で精算をかけていくというふうなことで思っております。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 21ページの森林環境創造事業委託料の委託先と内容についてでございます。まず委託先につきましては、宮川森林組合ほか3業者の認定林業事業体でございます。事業の内容につきましては、主には間伐事業でございます。以上でございます。

議長（大西慶治君） 村田議員。

9番（村田侑康君） 建設課長が言われました空立米で換算ということですね。確認します。後の環境整備事業ですか、これについては3業者を目標にしようということではないんですか。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 現在、申請等あがっておりますのは、森林組合ほか3業者ということでございます。以上でございます。

議長（大西慶治君） 直江議員。

6番（直江修市君） 8ページです。いま質問もございましたが、美しい森林づくり基盤整備交付金ということで、1200万円の減額になっています。歳出の21ページ、この森林環境創造事業委託料ということと絡みがあるんですけども、事業費自体は6574万1000円の当初の予算よりも2000万円増えてます。交付金が1200万円減じられまして、その分、10ページの県補助と町

費負担で減額された部分を補てんするということのようにございますが、国の交付金で事業を行う場合は、町の負担は10%で済みますし、減額された分を県費で補てんするんですけども、そうなりますと町の負担は20%ということで、10%増えるということで、町負担が増額補正ということなんですけども、国のほうですね、この事業量自体は増えるのに、交付金を減額してきた理由について伺います。

それから、10ページの有害鳥獣捕獲緊急対策事業補助金が420万円増額されてまして、19ページの歳出におきます農業振興費の国県支出金の420万7000円ということで、増額になって、一般財源のほうで400万円近い減額ということなんですけども、この事業におきましては、捕獲のための対策事業ということでございますので、増額分を捕獲にまわすというふうなですね、措置は必要でないのか。入った分、一般財源からの、一般財源を減額するという措置で事業全体は変わらないような補正内容なんで伺いたいと思います。

それから、11ページ財政調整基金がですね、1億7957万1000円増額ということで補正をされております。充当先は災害における国の査定対象にならない、先ほどの質問にもありましたような箇所、被害に対して町としての単独事業ということのための予算措置なんで、それはそれで必要なことだというふうに思うんですけども、原因は災害でありますんで、国の災害対策の対象にならないということなんですけども、もともとは災害が要因なんで、これで町のいわゆる基準財政需要額が当然増えてきますわね。それらは当初の査定のですね、いわゆる基準財政需要額の算定の際には、見込んでもらってない部分なんで、これらは当然需要額は増えるんで、交付税措置が求められるというふう思うんですけども、特別交付税等でですね、何らかの補てん措置が期待できるかどうかですね、これはもう県下でも相当災害被害で、復旧事業が行われますんで、特交というのは限られていますから、自治体への振り分けというのは、いろいろ問題あるかと思えますけども、町としては見込みはどうなのかということにつきまして伺いま

す。

それから、14ページ集会施設設計業務等委託料ということで、2100万円の計上でございまして、予算説明におきましては、12集会所の耐震補強工事を行うための設計ということの説明でございました。縷々説明されておりますように、集会施設につきましては、災害時の避難所として使用もされておる集会所もあるわけで、これは施行主体は町ということから、公の施設の設置がなされて、その施設に対する町としての耐震補強工事ということでありますので、必要な措置だというふうに思いますが、1棟1000万円ぐらい要するというので、説明では3カ年ぐらいで12施設を耐震補強するというふうでございます。

当然、地元負担は求められませんので、これは地元としても当然受け入れられると思いますけども、設計業務の委託をされる以上ですね、その投資が無駄にならないように12施設、順次補強工事をしていく必要があると思いますけども、地元の同意というのはこの段階で得られとるのか。12施設の地域においては、やってもらうと、やるということで同意が得られておるのか、その点を確認しておきたいと思います。以上です。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） ページ8ページの美しい森づくり基盤整備交付金1221万6000円の減額についての関連でございます。この事業につきましては、各事業体合わせて間伐事業面積190haを実施する事業で、事業といたしまして4758万9000円を計画しておりました。そのうち50%の交付金2379万5000円の当初歳入予定をしておりましたが、国の予算配分が前年度対比80%となったことによる減額でございます。その国の減額分を10ページの森林環境創造事業の補助金2577万2000円の増額により、実施させていただくものでございます。

次に、10ページでございます。有害鳥獣捕獲緊急対策事業補助金420万円のことについてでございます。増額分を農業振興費の有害鳥獣捕獲褒賞金に上乘せしなくてもよいかということでございますが、この事業につきましては、有害

鳥獣捕獲期間の対象頭数を840頭と計画をしております。そのうちの2分の1の420頭分を対象とさせていただきましたので、今年度につきましてはおよそ1000頭という計画を立てさせていただいておりますので、そのうちで対応できるものと考えております。以上でございます。

議長（大西慶治君） 総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 直江議員のご質問にお答えをいたします。財政調整基金繰入金1億7957万1000円でございますけども、基準財政需要額に算定されるのではないかとございまして、基準財政需要額につきましては、いわゆる普通交付税の考え方でございまして、この中にいわゆる災害復旧の考え方は入ってございません。ただ特別交付税がございまして、特別交付税はいわゆる一般的に特別交付税に関する省令がございまして、その中にいわゆる決められておるものがございまして、それがいわゆる省令、ルール分と言われておるものでございまして、そのルール分といわゆる特殊財政事情にかかる部分の大体二本立てになっておるんでございまして、そのいわゆるルール分につきましては、災害復旧費の補助対象額の2%、それとその2%のうちの50%部分の二つのルール分がございまして、合わせますと3%ということで、今回の災害に当てはめると、ルール分といたしまして約8000万円程度が特別交付税で来ることは、まず間違いはないかと思っております。ただいわゆる先ほど申し上げましたように、特殊財政事情分というのがございまして、その部分でどれだけ嵩上げをしていただけるか。嵩上げをしていただけるようお願いをするかというところにかかっておるものかと考えております。

それと、集会施設の耐震でございますけども、地元の合意は得られているのかということでございます。11月に区長さん方を集めまして、説明会を開きまして、地元での話し合いをしていただくようお願いをしております。地元の合意をいま現在得られているところもございまして、まだのところもございまして。そして、集会所の耐震補強工事ではなくて、新築を求められている地区も2カ所ほどございまして、この地区につきましては、分担金をお願いすることに対

しての地元の合意も得ていただくようお願いをしておるところでございます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第111号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第111号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

議案第112号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第35 議案第112号「平成23年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第112号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第112号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

議案第113号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第36 議案第113号「平成23年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第113号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第113号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

議案第114号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第37 議案第114号「平成23年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

（「あります」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 堀江議員。

1番（堀江洋子君） 9ページで、居宅介護サービス、8ページ、9ページということで、居宅介護サービス給付費ということで、予算も計上されているわけなんです。介護保険の特別会計ということで、制度のことに関わっても伺いたいと思います。

伺いたいのは、ヘルパーの生活援助時間が短縮されていくのではないかという点についてお伺いをいたしたいと思います。現行の生活援助時間というのが、30分以上60分未満というふうになっているわけですが、これをですね、45分未満に時間短縮をしていくという動きがありますので、その点についてお伺いをいたします。この短縮については政府与党が現在検討をしております、社会保障改革のメニュー、いろいろありますけれども、その介護の分野においても、制度改革をしようということで、メニューに上げられておりますが、生活援助の提供時間については、法改正なしに実施をするということで、生活援助削減は来年4月からしていくというようなことでございます。

それで、日本共産党の田村智子議員が、12月1日に参議院の厚生労働委員会

におきまして、この問題を取り上げまして、現在の時間からその基準時間を60分から45分に短縮しようとしていることを問題として取り上げております。厚生労働省は時間短縮の根拠として、洗濯、掃除などの行為別の提供時間の調査時間を示しているということで、その厚生労働省の調査では、洗濯をするのに16分という数字を示しております。洗濯機が回っているうちに洗濯物を干すのかというような怒りの声が上がっていることを、田村議員も指摘をしております。私も洗濯しますけれども、うちの洗濯機は標準時間で30数分かかるんです。16分間に洗濯ができる洗濯機があれば、私も欲しいと思うんですけれども、実際に16分なんて、まだ洗濯機の中でグルグル洗濯物が回っている状況であるにもかかわらず、16分というふうな根拠を厚生労働省が示して、45分に短縮していくというような動きがあるんですけれども、このもともとの厚生労働省が根拠とした問題の調査というのが、株式会社E B Fというのがありまして、今年度の国庫補助事業で行った調査であります。

被災3県を除く44都道府県の各10市町村において、今年3月に訪問介護を使用した要支援1から要介護5の人を、それぞれ一人ずつ選んでサービス提供事業所がその質問に対して答えるということになっております。それで、この目的というのは、この調査の目的は、どんな状態の人がどんなサービスを利用しているのかということが、そもそも目的であって、生活援助の提供時間の調査が目的ではありません。でも厚生労働省は、これを根拠に時間短縮をしていこうということになっております。調査というのは、訪問介護事業所が今年の3月のサービスについて、掃除や洗濯などの行為ごとに提供時間や回数を記入することになっておりますが、しかしですね、調査票が都道府県に配られたのは5月16日です。回答期限が6月20日です。もともとヘルパーは行為ごとの時間提供を記録するというようなことになっていないと思います。その点について、提供時間は町でもそういうふうに記録をされているのかについて、まず一点お伺いをいたします。

その回答に、調査の回答に対しては1カ月半以上前の行為時間を、ヘルパーが記憶を頼りにですね、記入することになっておりまして、何分なんて書ける状況

ではないと思います。さらに厚生労働省によりますと、洗濯機を回しながら、調理や掃除をした場合、洗濯機から離れて別の行為をした時間は、洗濯の時間に含ませんということになっておりまして、実際には町においても、どこの市町におきましても、同時並行的に行うということ成り立っている生活援助サービスであると思います。全くその実態を無視をしたようなですね、調査を元に16分ということで、洗濯は16分みたいなことで、45分に、現行の60分から45分に短縮をしていくという、こういったことについて、私は全く疑問に思うわけですけれども、先ほど冒頭にも言いましたように、税と社会保障の一体改革でも、そういうふうを示されてもおりまして、厚労省でも現在こういう議論がなされている、参議院の委員会でも実際こういう議論がなされているわけでありまして、大変心配をするわけですけれども、見解についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） 健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝安浩君） ただいまの堀江議員の生活援助の部分の時間短縮というふうなことを、国のほうは考えているというふうなことでございます。まだこの情報については、私どものところには全然入って来ておりません。で、県のほうにもお伺いさせていただきましたところ、県も全然わかっていない。ただ県のほうといたしましては、そういった情報が流れたところがあるのか、事業所のほうからそういった問い合わせはあるとのことでございます。

大台町といたしましても、現場のヘルパー等にもそういった、大台町としてはどういった状況なのか。30分から60分の間で、多分やっとならうと思うんですけど、それが45分という基本線ができてきた場合、どうなっていくのかというふうなところも、今後、現場のものに聞きながらしていきたいと、状況把握をしていきたいとは思いますが、ただその45分という基準の線だけは、今現在出ているんですけど、果たしてその45分で、報酬単位はどれだけなのか。45分を回ればどういった報酬単価になるのか。そこら辺も全然わかっておりませんので、今後そういったところに注意しながら勤務していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（大西慶治君） 堀江議員。

1 番（堀江洋子君） 現場にはそれぞれ市町村においては、まったく県からも下りていないということでありまして、実際、国会の参議院ではこういう議論が交わされておるといふことでもあります。その根拠にしている、もともとの調査自体も、それが本当に生活援助について、どうすべきかという目的から外れたものを、厚生省が今回の45分に結びつけているということが問題なわけでありまして、これまでも全国社会福祉協議会のホームヘルプサービスの所要時間に関する報告書、これは2000年でありまして、家事援助については個別性が大きいということで、所要時間の検討の対象とはなされてきませんでした。

ところが厚生労働省は、こうした個別性というのを無視して、平均化した調査結果を、生活援助の提供時間短縮の根拠にしているといふことでもあります。先ほども言いましたけれども、調査は洗濯機を回しながら、調理や掃除するという同時並行も現在行っているにも関わらず、そういうこういう生活援助を、行為別に切りわけて、切りわけた上で、各行為の1回当たりの平均時間を出すというやり方をやっているわけで、そのために洗濯の平均が16.6分というような、細かい数字まで結果が出されて、県にもそういう意見があったということも紹介されましたけれども、ヘルパーさんからは「16分で終わる洗濯機などない、実態とかけ離れている」と、私もさっき自分の生活実態を言いましたけれども、そういうことで批判が上がっております。

それでですね、田村議員が国会の場で、厚生労働省の委員会の場で、そういう指摘をした時にですね、小宮山厚労相は調査のあり方や関係者の要望を伺いながら結論を出すと、このように答えているわけでありまして、是非ともですね、町のほうからもこれが本当に援助を受ける方のためにとって良いのか、悪いのかと考えれば、良くはないわけですね。その点についての意見も十分国に向かって、そしてまた県に対しましても、言っていくべきじゃないかと思っております。国の動き、県の動きがまだわからないというふうには、言っておられましたけれども、町の声を反映させていくべきだと思うんですね。その点についてはいかがでしょうか。

議長（大西慶治君） 健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝安浩君） 堀江議員のおっしゃるとおり、4月からこういったふうになると。もし変わるということになりましたら、今からの時期的なこともあります。しかしながら、大台町の現場といたしまして、こういった状況かということも把握する必要があります。ちらっと聞いたところによりますと、洗濯に何分、掃除に何分、食事に何分というふうな区切つての方法ではしていないということです。この1軒の家で、掃除から食事までを大体60分なら60分でというふうな計画でしておりますので、洗濯で何分ということはしてないということはお聞きしております。

しかしながら、こういった45分という数字が打ち出されて来た、今しですね、現場のほうともその45分について、どうかということは、町なりにいろいろとお聞きして、それが非常に利用者にとっても不利になるようなこととなりますならば、やはり議員のおっしゃったとおり、そういった関係するところへは町としては言っていきたいなというふうに考えております。よろしくをお願いします。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第114号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第114号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

議案第115号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第38 議案第115号「平成23年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第115号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第115号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

議長（大西慶治君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回大台町議会定例会を閉会します。皆様ご苦勞さんでございました。

なお、全員協議会、いわゆる後期基本計画に伴います全員協議会でございますけど、午後1時からこの場所で行いますので、よろしく願いをいたします。

(午前11時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成24年 月 日

大台町議会議長

大台町議会議員

大台町議会議員
